

鳥栖市地域防災計画 修正の概要

計画修正の考え方

➤ 国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画の修正に伴い、令和4年から令和5年の間に追加・変更・修正・された事項の市地域防災計画への反映を行う。

➤ 今後も国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画が修正された場合には、必要に応じて修正する。

- ・「複合災害」 文言の定義を追加
- ・自助についての言及にあたり、「自らの安全」を「自らの命」という表現を用いる
- ・「楽天モバイル」が指定公共機関として追加
- ・消防団員等の学校での安全教育への参画を推進
- ・防災関係機関の防災行動計画(タイムライン)作成努力義務
- ・災害時外国人支援情報コーディネーター育成促進
- ・避難情報等発令時の気象防災アドバイザー等の活用促進
- ・災害時要救助者の把握のための情報収集
- ・避難所での食物アレルギーへの配慮

主な修正項目

- (1) 国土地理院が公表したことに關する修正
- (2) 本市の新庁舎移転にかかる修正
- (3) 公共施設の大規模改修期を踏まえた修正
- (4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更
にかかる修正
- (5) その他の修正

(1) 国土地理院が公表したことに関する修正

●国土地理院が公表したことに関する修正

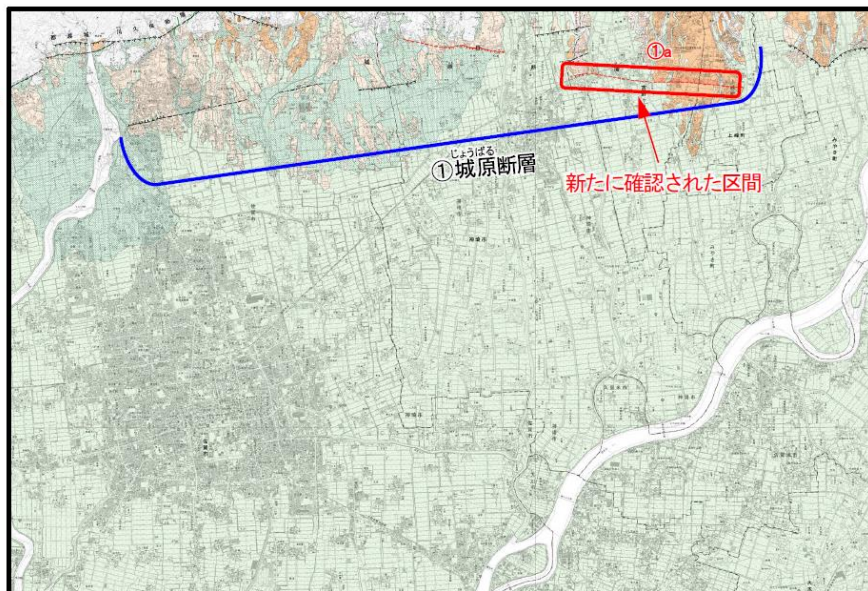
国土地理院が2021年活断層調査結果を令和4年9月29日に公表。

- 1/25, 000 活断層図 佐賀平野北縁断層帯その周辺図「佐賀」「武雄」のうち
- ・「佐賀」の図にあった城原(じょうばる)断層を東に3km延伸することを確認。
 - ・「武雄」の図に新たに多久断層と尾部田(おべた)断層を確認し命名した。

【 第2編第2章第3節 活断層 】 P20

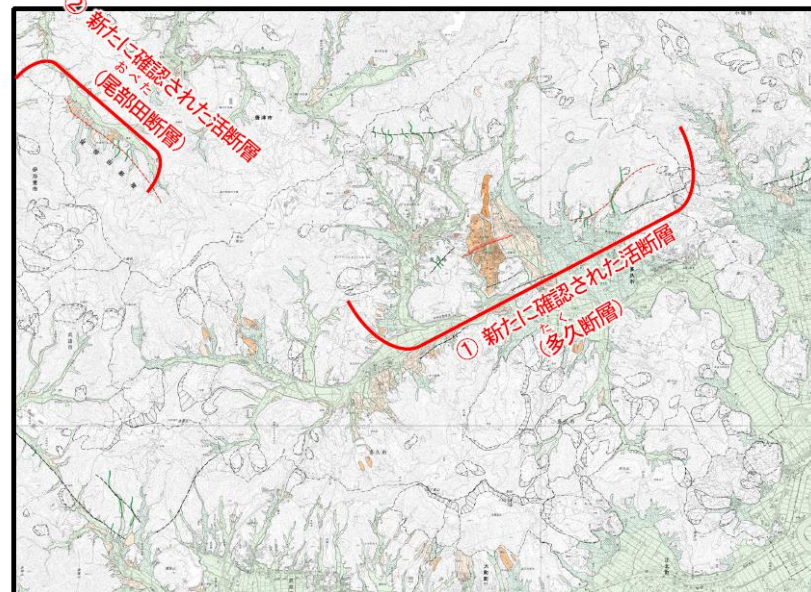
概要

1. 1:25, 000 活断層図 「佐賀」



概要

1. 1:25, 000 活断層図 「武雄」



出典 : 国土交通省国土地理院 HP より抜粋

(2)本市の新庁舎移転にかかる修正

●防災拠点として強化した新市庁舎の機能等

・新市庁舎が備える防災機能

非常用電源
約3日分

上水確保
約4日分

トイレ等雑水
約4日分

汚水貯留槽
約7日分

・災害対策陣頭指揮所

分析・検討に用いる
デジタル映像機材導入

災害対応支援室
を隣に配置

平常時は会議室
として運用

・その他の設備

簡易
シャワー室

備蓄倉庫

マンホール
トイレ

(予定)

多目的広場
(ヘリポート)

(予定)



【第3編第1章第2節 第3 公共施設、交通施設等の整備】
P45, 46

(3) 公共施設の大規模改修期を踏まえた修正

●学校施設や各まちづくり推進センター等の大規模改修期に防災倉庫を整備

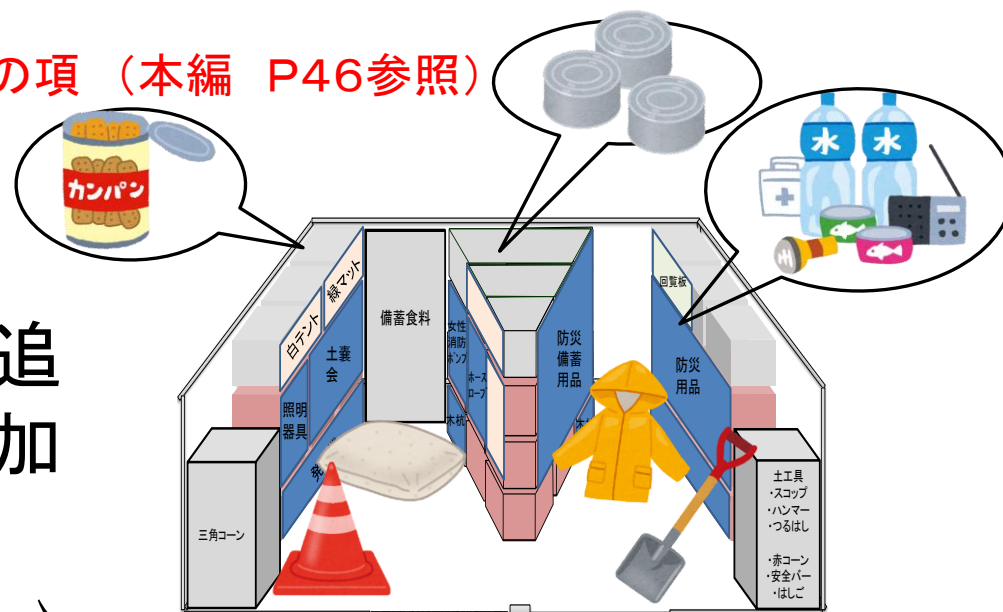
【第3編第1章第2節 第3 公共施設、交通施設等の整備】

「5 公共施設等の適切な維持管理」の項（本編 P46参照）



長寿命化計画による 適正な維持管理

追加



大規模改修時に
防災倉庫を整備

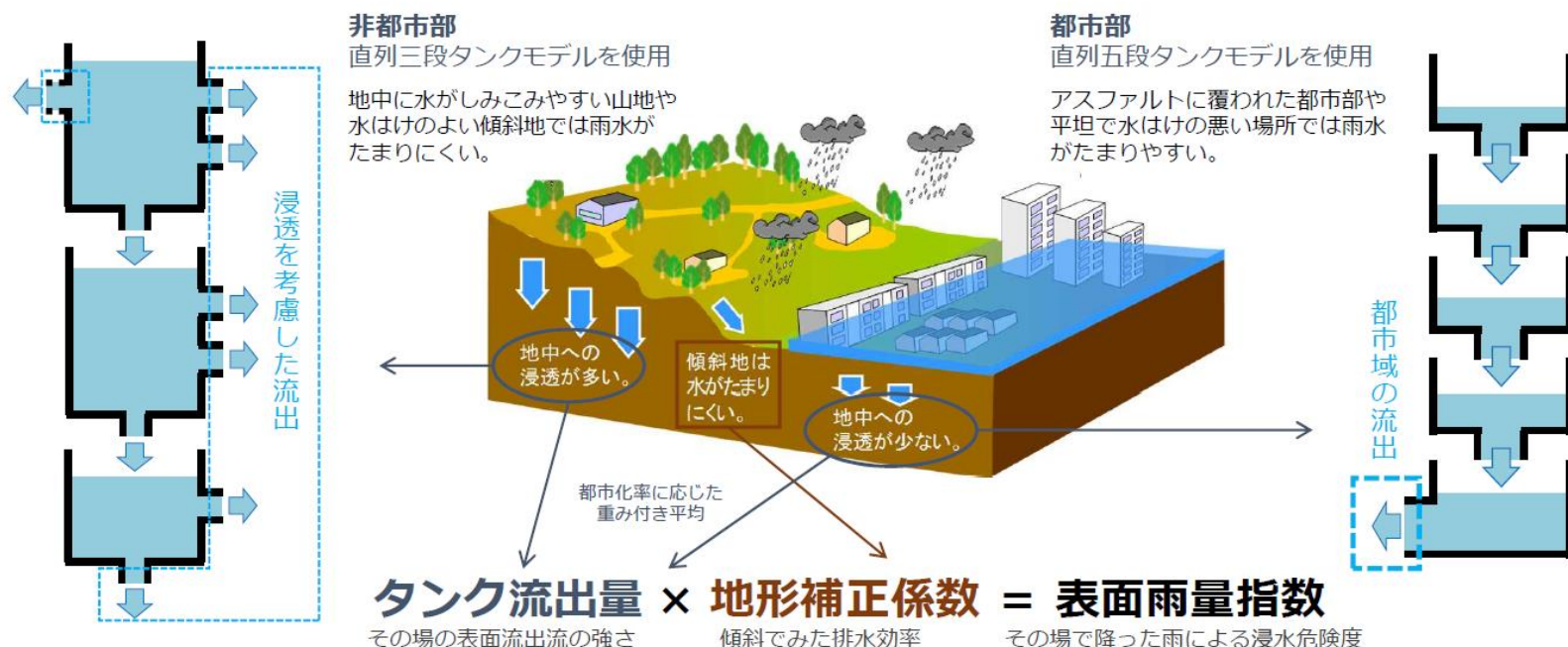
(4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更にかかる修正

① 気象警報等の基準の一部変更を踏まえた修正

見直し理由

最新の災害資料を追加して基準値の妥当性を精査し、従前に比べて、適切に災害を捉えることができるようになったかどうか(災害捕捉率の改善や空振り回数の減少等)、自治体の防災活動を一層支援できるような見直しを検討

大雨警報: 警報の基準値の見直しにより、表面雨量指数の基準を30から**33**に変更



出典: 気象庁HP

(4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更にかかる修正

洪水注意報・警報：基準見直しにより、流域雨量指数基準を河川ごとに変更

※注意報

流域雨量指数基準（基準Ⅰ）	沼川流域：6.3→6.7 宝満川流域：28.1→28.2 安良川流域：9.5→9.7 轟木川流域：5.9→6 大木川流域：7.1→7.3 山下川流域：6.4→6.7 秋光川流域：9.1→9.5
複合基準	安良川流域：（6、9.3）→（6、9.7） 轟木川流域：（6、4.7） 大木川流域：（6、5.7）→（6、5.6） 山下川流域：（6、6）→（6、6.7）

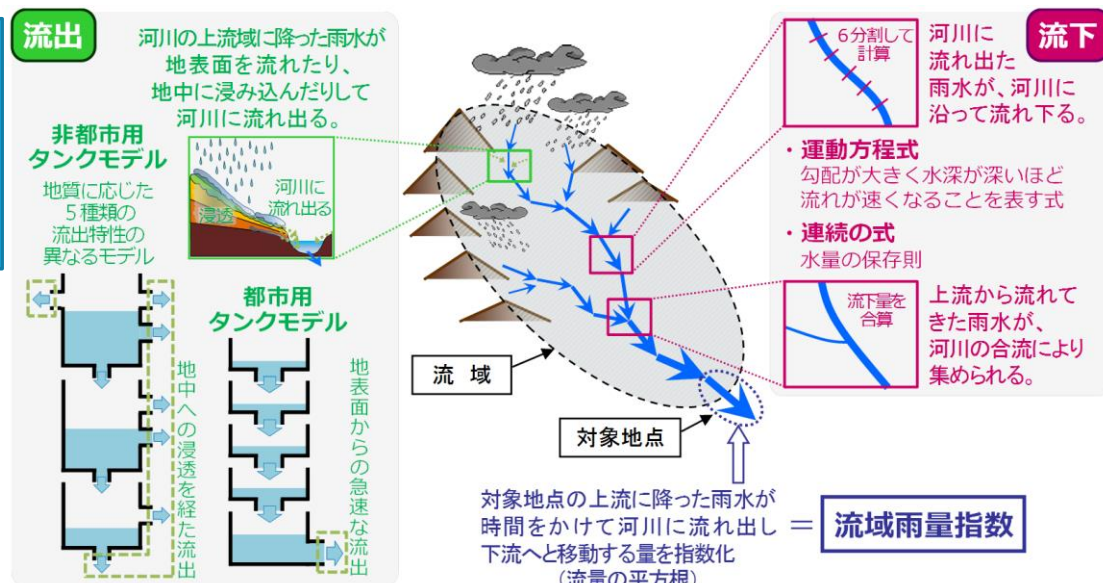
※警報

流域雨量指数基準（基準Ⅱ）	沼川流域：7.9→8.4 宝満川流域：35.2→35.3 安良川流域：11.9→12.2 轟木川流域：7.4→7.6 大木川流域：8.9→9.2 山下川流域：8.1→8.4 秋光川流域：11.4→11.9
複合基準	—

- ➡ 護岸整備や浚渫の進捗による流量確保
- ➡ 注意報、警報の乱発による混乱回避

【第4編第1章第1節 防災関係情報の種類、内容】

「1 気象情報等の種類、基準（本編 P69参照）」



(4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更に かかる修正

大雨特別警報(浸水害)の基準を見直し、発表条件を変更

大雨特別警報(浸水害)の発表条件

以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に発表。

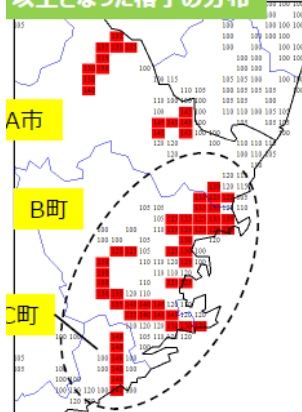
① 流域雨量指数の指標

流域雨量指数として定める基準値 (洪水警報基準からの超過率として都道府県毎に設定) 以上となる 1km格子が20個 以上まとまって出現。

② 表面雨量指数の指標

表面雨量指数として定める基準値 (大雨警報(浸水害)基準からの超過率として都道府県毎に設定) 以上となる 1km格子が30個 以上まとまって出現。

流域雨量指数の基準値 以上となった格子の分布

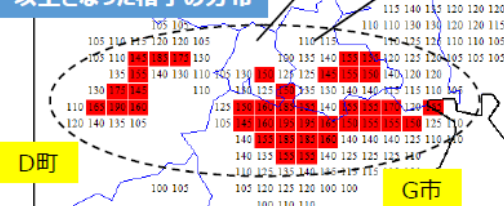


基準値超過格子が
まとまって46格子出現

この格子群はA市、B町、C町
にまたがって分布

A市、B町、C町は
流域雨量指数の指標を満たす

表面雨量指数の基準値 以上となった格子の分布



基準値超過格子がまとまって39格子出現

この格子群はD町、E町、F市、G市にまたがって分布

D町、E町、F市、G市は表面雨量
指数の指標を満たす

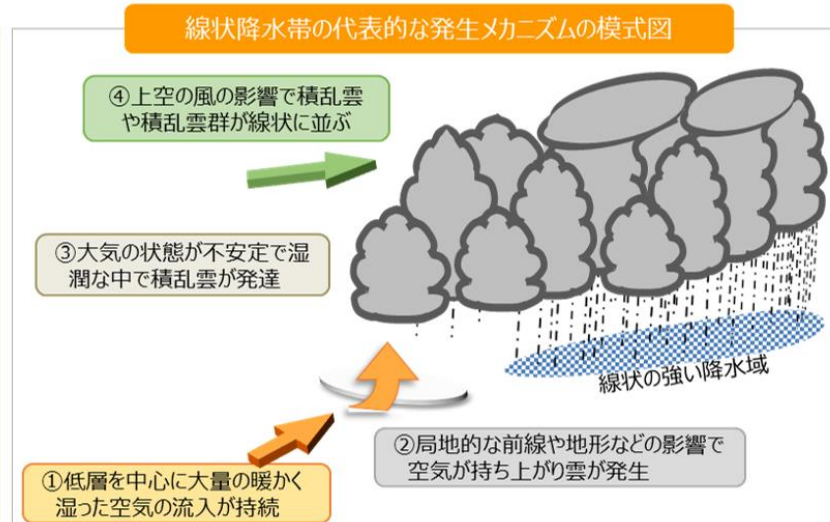
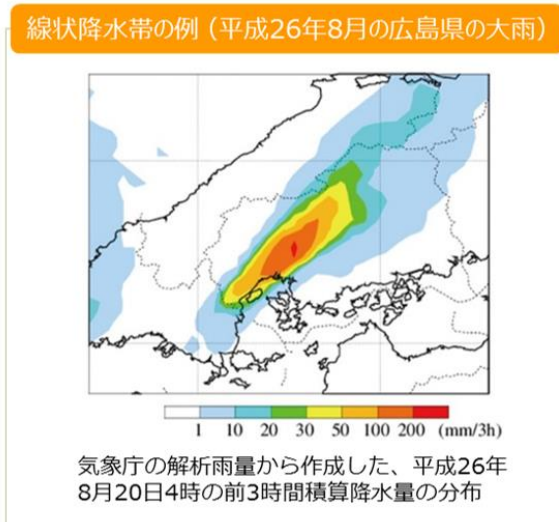
(4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更に かかる修正

② 線状降水帯の半日前予測に伴う修正

- 線状降水帯の半日前の発生予測が令和4年6月から運用開始
- 警戒レベル4相当以上の状況で発表

【第4編第1章第1節 防災関係情報の種類、内容】

「1 気象情報等の種類、基準（本編 P71参照）」



(4) 警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更に かかる修正

③ 緊急地震速報等に長周期地震動の要素付加に伴う修正

○ 緊急地震速報(警報)

令和5年2月より、従前の基準に加え、長周期地震動階級3以上を予想される場合でも緊急地震速報(警報)を発表。

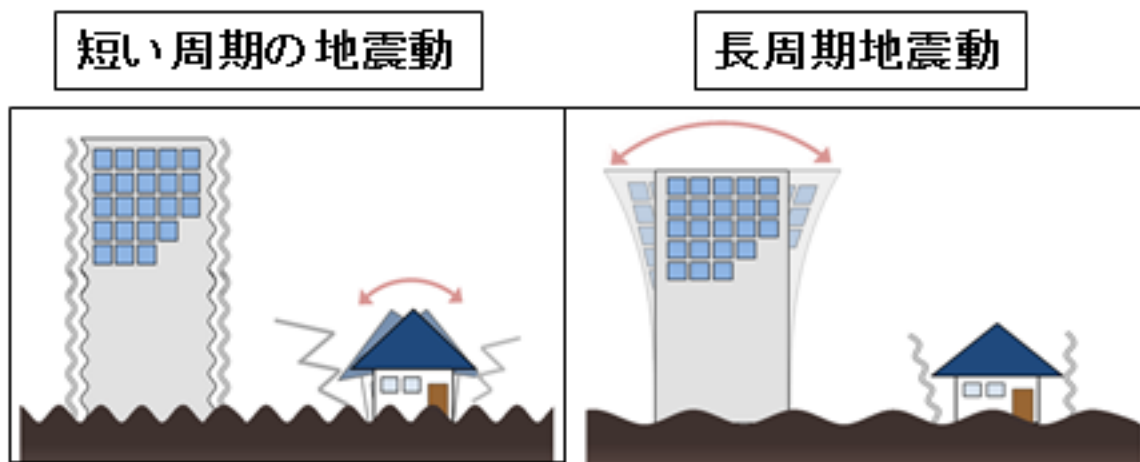
○ 地震動特別警報の発表基準の改定

令和5年2月より、従前の基準に加え、長周期地震動階級4以上が予想される場合でも、地震動特別警報に位置づけ。

➡ 概ね、10階以上で影響

【第4編第1章第1節 防災関係情報の種類、内容】

「3 地震に関する情報
(本編 P73参照)」



短い周期の地震動と長周期地震動による揺れとの違い

出典: 気象庁HP

(5) その他の修正①

避難所における要配慮者の応急ケア対策にかかる修正

●聴覚障害者への応急ケア対策のことを追記

要約筆記 ノートテイク 手話通訳

➡ 手話通訳の人員確保に課題



スマホの「音声翻訳アプリ」等の活用



【第4編第3章第19節 第4 避難所での
要配慮者支援対策】

(本編 P181参照)

(5) その他の修正②

文言等の修正

●災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定締結に伴う文言等の修正

「災害ボランティア中央センター」



「災害ボランティアセンター」

「地区ボランティアセンター」

「サテライトセンター」

【第4編第3章第4節 第7 ボランティアセンターの設置・運営】 (本編 P119参照)

●組織改編による名称変更に伴う修正

「企画政策部」



「政策部」

【第4編第2章第3節 災害警戒本部 他】 (本編 P89 他参照)

避難所・収容人員の見直し

●協定による避難場所の追加、各指定避難所の収容人員の見直し 等

【資料編 3 災害派遣・応援協力、4 避難対策 他】 (資料編 P43 他参照)